

飲食店との取引事業者等を支援します！

三重県飲食店取引事業者等支援金

緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び三重県緊急警戒宣言に伴う飲食店の休業又は時短営業、酒類提供自粛やカラオケ利用自粛の影響を受ける取引事業者等に対して支援金を支給します。

1 対象事業者

- ① 時短営業等の影響を受けている飲食店と直接かつ反復継続した取引のある事業者（飲食店取引事業者）
- ② タクシー事業者、自動車運転代行業者
- ③ 協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
 - ・カラオケ設置事業者(カラオケボックス等カラオケ店)
 - ・終日、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者

三重県内に事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

令和3年4月と5月、それぞれの売上が、前年又は前々年同期比で30%以上の減少があること

※国の月次支援金対象事業者は対象となりません

※三重県が実施する他の協力金・支援金との併給は不可

なお、50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」をご活用ください。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 支給金額

令和3年4月と5月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を**上限**に売上減少額を支給

中小法人等：10万円 / **個人事業者等：5万円**

4 申請受付

令和3年**6月上旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

本支援金は、三重県が実施する他の協力金と重複して申請することはできません。

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県飲食店取引事業者等・酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く
開設日:令和3年5月21日(金)